１　貸切使用する場合の利用料

単位：円

区分・利用の単位		新料金（令和8年4月1日適用）		（参考）現利用料金	
		使用料 （1面1時間）	夜間照明料 （1面1時間）	使用料 （1面1時間）	夜間照明料 （1面1時間）
野球広場	小学校児童及び中学校生徒	410	2,580	350	2,240
	高等学校並びに高等専門学校及び大学の学生	560		480	
	一般	690		600	
テニスコート	平日	260	780	220	670
	土曜・日曜・休日	510		440	

２　県立向浜運動広場の施設（前記１を除く。）の利用料

区分	利用の単位	新料金（R8年4月1日適用）		
建物の使用に係るもの	１㎡につき１年	1㎡当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額	－	－
土地の使用に係るもの	１㎡につき１年	1㎡当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額	－	－

備考

1　使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1㎡として計算する。

2　使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については月割をもって計算する。
ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料については日割をもって計算する。

3　土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。

4　使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

5　この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料の額は、100円とする。

6　電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料のほかに、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。